

北上市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成19年12月4日告示甲第10号

改正 平成28年12月9日告示甲第46号

改正 令和4年3月9日告示甲第14号(施行 令和4年4月1日)

(趣旨)

第1 この告示は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第23条及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第28条の規定に基づき、成年後見制度の利用の支援(以下「支援」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援対象者 高齢者、知的障害者又は精神障害者であつて、精神上的障害により事理弁識能力を欠く常況にあり、又は当該能力が著しく不十分若しくは不十分であると認められる者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1項に基づく北上市の第1号被保険者である者
  - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第19条に規定する支給決定を現に北上市から受けている者又は当該支給決定の申請先が北上市である者
  - ウ その他市長が特に必要と認めた者
- (2) 審判 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判、同法第11条に規定する保佐開始の審判又は同法第15条第1項に規定する補助開始の審判をいう。
- (3) 市長申立 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条の規定により、市長が申立人となつて、支援対象者に係る審判の請求をすることをいう。
- (4) 親族等申立 支援対象者本人、その配偶者又は四親等内の親族が申立人となつて審判の請求をすることをいう。
- (5) 成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人及び同法第16条に規定する補助人をいう。
- (6) 成年被後見人等 成年後見人等が選任された支援対象者をいう。
- (7) 報酬 民法第862条に規定する後見人の報酬、同法第876条の5第2項において準用する同法第862条に規定する保佐人の報酬及び同法第876条の10第

1 項において準用する同法第 862 条に規定する補助人の報酬をいう。

(8) 施設入所者 次のいずれかに該当する施設又は住居に入所又は入居している者をいう。

ア 介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設

イ 介護保険法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する住居

ウ 介護保険法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設

エ 介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

オ 介護保険法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設

カ 介護保険法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する住居

キ 老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム

ク 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム

ケ 障害者総合支援法第 19 条第 3 項に規定する特定施設

コ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する保護施設

サ 前各号の類似施設で市長が認める施設

（市長申立対象者）

第 3 市長申立の対象となる者（以下「市長申立対象者」という。）は、配偶者若しくは二親等内の親族がいない、又はこれらの二親等内の親族があっても音信不通等により審判を受ける見込みがない支援対象者であって、かつ、市長が保護のために支援を行うことが特に必要であると認めたものとする。ただし、三親等又は四親等の親族であって審判の請求をする者の存在が明らかであるときは、この限りでない。

（調査）

第 4 市長は、市長申立対象者の支援を行うにあたり次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 市長申立対象者の判断能力

(2) 市長申立対象者の生活状況及び健康状況

(3) 市長申立対象者の親族の存否、当該親族による保護の可能性及び当該親族が審判請求を行う意思の有無

(4) 市長申立対象者の福祉を図るために必要な事情

（市長申立の決定）

第 5 市長は、第 4 の調査の結果その他の事情を総合的に勘案し必要があると認めるときは、市長申立を行うものとする。

（市長申立費用の負担）

第 6 市長は、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 28 条第 1 項の規定により、

市長申立に係る費用（以下「市長申立費用」という。）を負担するものとする。

2 市長は、市長申立費用に関し、市長申立対象者又は関係人が当該費用を負担すべき事情があると認めるときは、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

3 市長は、前項の家庭裁判所の命令があったときは、市長申立費用を市長申立対象者又は関係人に求償するものとする。ただし、市長申立対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長申立費用を求償しないものとする。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 資産、収入等の状況から、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者  
(親族等申立費用の助成)

第7 市長は、親族等申立に基づく支援対象者への審判があった場合において、当該支援対象者及び当該申立人が親族等申立費用の助成申請時点で第6第3項各号のいずれかに該当するときは、当該申立人に対して親族等申立に係る次の費用の実費相当分を助成するものとする。ただし、当該審判において、申立費用の負担が支援対象者本人とされている場合は、支援対象者本人に対して助成するものとする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用

(親族等申立費用の助成の申請)

第8 第7の規定による助成を受けようとする者（以下「申立費用助成金申請者」という。）は、成年後見等開始の審判を受けた後、速やかに北上市成年後見制度利用支援事業申立費用助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 生活保護受給証明書又は財産目録等の写し
- (2) 審判の請求に要した費用の金額が分かるものの写し
- (3) 成年後見等開始審判書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(親族等申立費用の助成の決定)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、内容を審査し、その可否について北上市成年後見制度利用支援事業申立費用助成金決定（却下）通知書（様式第2号）により申立費用助成金申請者に通知するものとする。

(親族等申立費用の助成の請求)

第10 申立費用助成金申請者は、費用の助成の決定を受けたときは、北上市成年後

見制度利用支援事業申立費用助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（親族等申立費用の助成金の支払）

第11 市長は、第10の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に、申立費用助成金を申立費用助成金申請者に支払うものとする。

（報酬の助成）

第12 市長は、成年被後見人等が、報酬の助成申請時点で第6第3項各号のいずれかに該当するときは、成年後見人等に対し、その報酬の助成をするものとする。

2 前項の規定に関わらず、成年後見人等が民法第725条に規定する親族である場合は、助成の対象としない。

3 第1項の規定により助成する報酬の助成金（以下「報酬助成金」という。）の額は、裁判所が決定する金額の範囲内において市長が決定するものとし、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限とする。この場合において、同一の月に在宅する期間と施設等に入所する期間が混在する場合は、在宅者とみなす。

(1) 在宅者 月額2万8,000円

(2) 施設入所者 月額1万8,000円

4 成年被後見人等が病院への入院初日から起算して90日を超えて入院した場合、90日に到達した日の翌日から施設入所者として取り扱う。

5 助成の対象期間に1月に満たない期間があるときの報酬助成金の額は、日割りにより計算するものとし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（報酬の助成の申請）

第13 第12の規定により助成を受けようとする者（以下「報酬助成金申請者」という。）は、報酬付与の審判を受けた後、速やかに北上市成年後見制度利用支援事業報酬助成金申請書（様式第4号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 生活保護受給証明書又は財産目録等の写し

(2) 成年後見等開始審判書の写し

(3) 報酬付与審判書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（報酬の助成の決定）

第14 市長は、第13の申請があったときは、内容を審査し、その可否を北上市成年後見制度利用支援事業報酬助成金決定（却下）通知書（様式第5号）により、報酬助成金申請者に通知するものとする。

（報酬の助成の請求）

第15 報酬助成金申請者は、報酬助成金の決定を受けたときは、北上市成年後見制度利用支援事業報酬助成金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（報酬の助成の支払）

第16 市長は、第15の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に、報酬助成金を報酬助成金申請者に支払うものとする。

（補則）

第17 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第8関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者

北上市成年後見制度利用支援事業申立費用助成金申請書

次のとおり、審判の請求に係る費用について助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、決定に必要な課税等の状況について、税務担当課に照会することに同意します。

成年被後見人等	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所		電話番号	
申立人	フリガナ		生年月日	
	氏名		本人との関係	
	住所		電話番号	
交付申請額	総額			円
	内訳	郵便切手		円
		収入印紙（申立用）		円
		収入印紙（登記用）		円
		診断書作成費用		円
鑑定費用		円		

様式第2号（第9関係）

年 月 日

様

北上市長 印

成年後見制度利用支援事業申立費用助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった成年後見制度利用支援事業申立費用助成金の交付の申請について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

成年被後見人等氏名		
申立人		
決定内容	決定	交付額 金 円
	却下	理由

様式第3号（第10関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者

北上市成年後見制度利用支援事業申立費用助成金請求書

北上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10の規定により、 年 月 日付  
け 第 号で交付決定のあった審判の請求に係る費用についての助成金を請求し  
ます。

請求額		金 円		
振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座種別		口座番号	
	口座カナ			
	口座名義			



様式第4号（第13関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 住所  
氏名

北上市成年後見制度利用支援事業報酬助成金申請書

北上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13の規定により、報酬助成金を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請区分
- 2 成年被後見人等
  - (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 住所
  - (4) 居所の別
- 3 報酬付与の審判決定日 年 月 日
- 4 添付書類

様式第5号（第14関係）

年 月 日

様

北上市長

印

北上市成年後見制度利用支援事業報酬助成金決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市成年後見制度利用支援事業報酬助成金について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

成年被後見人等氏名	
後見等決定年月日	年 月 日
助成の種類	
助成金額	金 円
対象期間	
却下の理由	

様式第6号（第15関係）

年 月 日

北上市長 様

請求者 住所  
氏名

北上市成年後見制度利用支援事業報酬助成金請求書

北上市成年後見制度利用支援事業実施要綱第15の規定により、年 月 日付  
け 第 号で交付決定のあった 年 月分から 年 月分までの後見等に係る報  
酬の助成金を次のとおり請求します。

請求額		円		
振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通 当座	口座番号	
	口座カナ			
	口座名義			